

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

必要書類

□【共通】生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明願（原本2部）

□【共通】案内図（1部）

- ・おおよそ、1／3000程度のもの。住宅地図等で可。
- ・申出地を朱線で囲む、マーカーペンで塗る等し、明示すること

□【共通】公図（区画整理事業施行中の場合はブロック図）（写し1部）

- ・法務局の公図、或いは刈谷市役所税務課の土地整理図
- ・図面上に町字名（区画整理事業施行中の場合は、区画整理名）を表示すること
- ・申出地を朱線で囲む、マーカーペンで塗る等し、明示すること

□【故障】診断書（写し1部）

- ・農業に従事不可能な故障として認定される記載内容になっているか、事前にまちづくり推進課の確認を受けること。

□【死亡】除籍謄本（写し1部）、住民票の除票（写し1部）、
法定相続情報一覧図（写し1部）のいずれか

- ・被相続人の死亡年月日が確認できるもの。

□【死亡】土地登記事項証明書（写し1部）

- ・登記情報提供サービスのプリントアウト可。

※但し、相続登記が未了の場合は、遺産分割協議書の写しを添付。又は相続人であることが分かる書類（法定相続情報や戸籍等）を添付したうえで、申出者を法定相続人全員の連名、若しくは法定相続人の内一人へ一任する他の法定相続人の同意書を添付。

□【共通】仮換地証明（原本を1部）

- ・申出地が区画整理事業施行中で、現在、仮換地の状態である場合にのみ必要

□【共通】委任状

- ・手続きを代行する場合にのみ必要

<注意事項>

※生産緑地に関することは、必ずまちづくり推進課で事前に協議してください。

※この証明願の申出者は、生産緑地の所有者もしくは相続人です。また、まちづくり推進課に提出する買取申出書と同一人（共有の場合も同様）にしてください。